

資料 12-7-2(地域危険度)、資料 14-4(整備効果)、資料 16-4(影響)に関するご意見・ご質問がございましたらご記入ください。

(お名前) 城戸 毅

1. 資料 14-4 について

- (1) 練馬区 4km について道路幅 22m とし、1.5m の植樹帯を設置するような道路断面構造とした場合、みどりのネットワーク構想は破綻したか、破綻に瀕しているのではないか。
- (2) p1-7 の道路断面図と資料 16-4 の p1-1, 1-5, 練馬区間の道路断面図及びそれらに基づく説明と矛盾する。

2. 資料 16-4 について

- (1) p1-1, p1-5 などにおける車両の日交通量の見込みは、首都高中央環状線の地上部の道路である山手通りに 1 日 4 万台程度の車が通っていることからすると、過小であると思われる。こうした見込みで道路を作った場合、大渋滞が起こり易くなると予想される。
- (2) p1-1, 車両が渋滞しやすくなるので、大気汚染状況は悪化すると予想される。
- (3) p1-5, 日交通量予測が過小であるので、騒音予測も過小となっている。加えて、東京を南北に貫く道路を作った場合には、単純な自動車の走行騒音以外のエンジン音などの様々な騒音が生じ易くなると予想される。
- (4) p1-9, 練馬区間 4km の道路幅 22m の如き構想とは両立しない。
- (5) p3-7, 3-8, 住環境の悪化を推進しようとしているようなものではないか。